



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 27 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課)

公布された条例等のあらまし

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (規則第20号)

1 規則の概要

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例について、届出等の様式を定めることとした。
- (2) 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可申請書等の提出先及び提出部数を改正することとした。

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第20号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (平成15年島根県規則第101号) の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (13) 法第15条の 2 の 4 に規定する届出書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出書 (様式第12号の 2)
- (14) 省令第12条の 7 の 7 第 5 項に規定する届出書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例^{変更}届出書 (様式第12号の 3)
~~廃止~~

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 8 知事は、法第15条の 2 の 4 の規定による届出を受理したときは、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出受理書 (様式第19号の 2) を交付するものとする。
- 9 知事は、省令第12条の 7 の 7 第 5 項の規定による変更の届出を受理したときは、前項の受理書に当該変更に係る事項を追記の上交付するものとする。

別表中

「
省令第 9 条の 2 第 1 項、第10
条の 9 第 1 項、第10条の10第
2 項、第10条の12第 1 項、第
10条の22第 1 項及び第10条の
23第 2 項に規定する申請書等
(産業廃棄物収集運搬業又は
特別管理産業廃棄物収集運搬
業に係るものに限る。)

を

「
省令第 9 条の 2 第 1 項、第10
条の 4 第 1 項、第10条の 9 第
1 項、第10条の10第 2 項、第
10条の12第 1 項、第10条の16
第 1 項、第10条の22第 1 項及
び第10条の23第 2 項に規定す
る申請書等

に改める。

様式第12号の次に次の 2 様式を加える。

様式第12号の 2 (第 2 条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の 2 の 4 の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例について、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類	号 ()	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
産業廃棄物処理施設の処理能力	$m^3 / 日$ () 時間	
	$t / 日$ () 時間	
	$m^3 / 時間$	
	$t / 時間$	
	埋立地の面積	m^2
	残余の埋立容量	m^3
法第15条の 2 第 4 項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第 1 項の許可に付された条件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	一般廃棄物の種類	処理量の見込み
		$t \cdot m^3 / 年$
		$t \cdot m^3 / 年$
		$t \cdot m^3 / 年$
		$t \cdot m^3 / 年$
		$t \cdot m^3 / 年$
		$t \cdot m^3 / 年$
	合 計	$t \cdot m^3 / 年$
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の受入開始予定日	年 月 日	
事 務 処 理 欄		

注 1 印の欄は記入しないこと。

2 「産業廃棄物処理施設の種類」の欄については、政令第 7 条の該当する号の番号を記入の上、括弧内に破碎施設、焼却施設又は最終処分場の別を記入すること。

3 処理能力及び処理量は、破碎施設又は焼却施設については重量 (t) で記載し、最終処分場については容量 (m^3) で記載すること。

4 記載欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5 2 部を提出すること。

様式第12号の 3 (第 2 条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例
変更届出書
廃止

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け 第 号で受理された産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届について、下記の事項又は事業を
変更
廃止
したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の 7 の 7 第 5 項の規定により、次のとおり届け出ます。

	変 更 後	変 更 前
変更又は廃止した事項の内容		
変更又は廃止の理由		
変更又は廃止の年月日	年 月 日	
事務処理欄		

- 注 1 印の欄は記入しないこと。
- 2 記載欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 変更届については、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 4 変更届については、変更のある部分に係る規則第12条の 7 の 7 第 3 項に定める書類を添付すること。
- 5 規則第12条第 4 項により交付された受理書を添付すること。
- 6 2 部を提出すること。

様式第19号の次に次の 1 様式を加える。

様式第19号の 2 (第 3 条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出受理書

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の 2 の 4 の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出を受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の 7 の 7 第 4 項の規定により、本書を交付する。

島根県知事 印

受 理 の 年 月 日	年 月 日	受理番号	第 号
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第	号
産業廃棄物処理施設に係る許可の条件			
規則第12条の 7 の 7 第 5 項の規定による変更についての届出状況			

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。